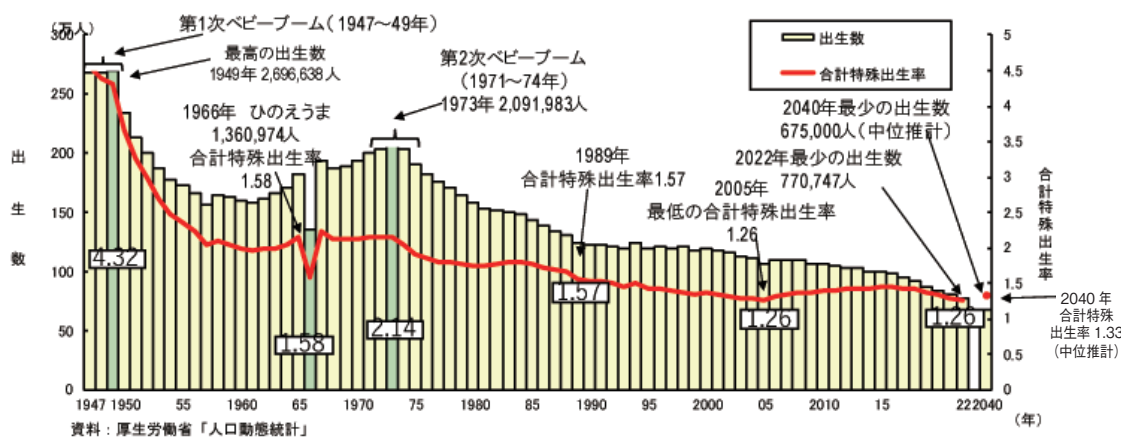


図表1 出生数、合計特殊出生率の推移

◆ 2022年の出生数は77万747人、対前年比マイナス5.0%となっており、2022年の年間の出生数は初めて80万人を下回った。

年	1949年	1973年	1989年	2005年	2021年	2022年	2040年
出生数	269万 6,638人	209万 1,983人	124万 6,802人	106万 2,530人	81万 1,622人	77万747人 (対前年比▲5.0%)	67万5千人 ※中位推計
合計特殊出生率	4.32	2.14	1.57	1.26	1.30	1.26	1.33 ※中位推計



面している人口減少の問題、あるいは労働力の問題には影響しないこと。向こう20年間は、既に起こってしまった少子化の現状に対応していくしかない。つまり、現有勢力でこの問題に立ち向かわないといけない。これが少子化対応戦略だ。

他方、しかるべき処置を講ずることなく、仕事と子育ての両立ができない状況のまま、女性参加や高齢者の雇用促進といった労働力人口確保策（少子化対応戦略）を続けると、確実に出生率は下がる。女性の労働力率のアップと出生率が逆相関になっている現状を放置すれば、ますます子どもは生まれにくいことになる。当面やらなければならない少子化対応戦略と20年後の日本のためにやらなければならない少子化克服戦略を同時実施しなければいけない。これをどれくらい意識して政策を組んでいるかが大きな問題になる。

少子化対応戦略は、これから20年間、現有勢力でどう戦うかということであり、いかに労働力人口を確保するかである。

同時に、2040年以降を考え

れば、女性たちが仕事と家庭生活を何の障害もなく、両立できる状態をつくらないといけない。それが家族支援政策になる。この二つを同時に成立させるための絶対条件は何か。言うまでもなく、一人ひとりの個人が自分の人生選択について制約がない状態をつくること、人生選択の自由を保障することである。

働くことは自己実現をすることだから、そのことと家族を形成することが同時に実現できる社会をつくることである。

考えていただきたいのだが、男性は仕事をし続けることと結婚したり子どもをつくることのどちらかを選択しないとけない人生を歩んでいないはずだ。結婚したければするが、そのことによって自分の仕事に影響があることはない。女性はそうはいかなくて、仕事と家庭生活、仕事と子育てをどうやって両立させるか、結局はどちらかを選択するという人生の選択を迫られることになる。そういう状態が続く限り、出生率は回復しない。

この根本のところをきちんと押

## 少子化対応戦略と少子化克服戦略を同時実施で

政府が6月に、「こども未来戦略方針」を取りまとめ、その具体化に向けて様々な施策を動かしている。4月からこども家庭庁が発足し、今、少子化対策が社会保障のメインのテーマになっている。少子化政策はもはや議論している段階は過ぎた。論点は出尽くし

ているし、やるべきことも明らかだ。Just do it. 今は実行の時だ。そのことを前提に、今日は少子化対策を考える基本的な視点を話したい。この問題は、社会保障の枠組みで語られているが、社会保障の問題というより、日本経済の持続可能性という大きな枠組みで考えないといけない。

図表1は、出生数と合計特殊出生率の推移である。

1966年の丙午の年に出生率が大きく下がりが1・58となった。これは異常値とされ、一度戻るが、その後も出生率は下がり続け、1966年を下回ったのが1989年だ。この年に合計特殊出生率は1・57となり、1・57ショックと言われた。出生率は足元で少し回復して1・26となっているが、生まれる子どもの数は80万人を割り込んで77万人となっ

ていて、人口減少のトレンドは続いている。子どもを産む年齢層の女性の数が減っているので、仮に出生率が同じでも出生数は長期的に減っていく。仮に、政府の少子化対策が功を奏して来年出生数が増えたとしても、その子どもたちがこの国を支えるようになるまでに20年かかる。つまり、出生率が変わっても、今後20年間は我々が直

## レコーダ

### 社会保険研究所 企画広報セミナーから

# 家族支援政策の課題と展望

【講師】

兵庫県立大学大学院社会科学部研究科特任教授  
一般社団法人未来研究所龍代表理事

香取 照幸

兵庫県立大学大学院の香取照幸特任教授は10月12日、小社の企画広報セミナーにおいて「家族支援政策の課題と展望」をテーマで講演し、出生率を回復させるためには、これまでの少子化対策を見直す必要があると指摘。家族を持つことと個人の自己実現が両立する働き方が求められるとし、とくに企業の行動変容が重要と強調した。講演の概要を紹介する。

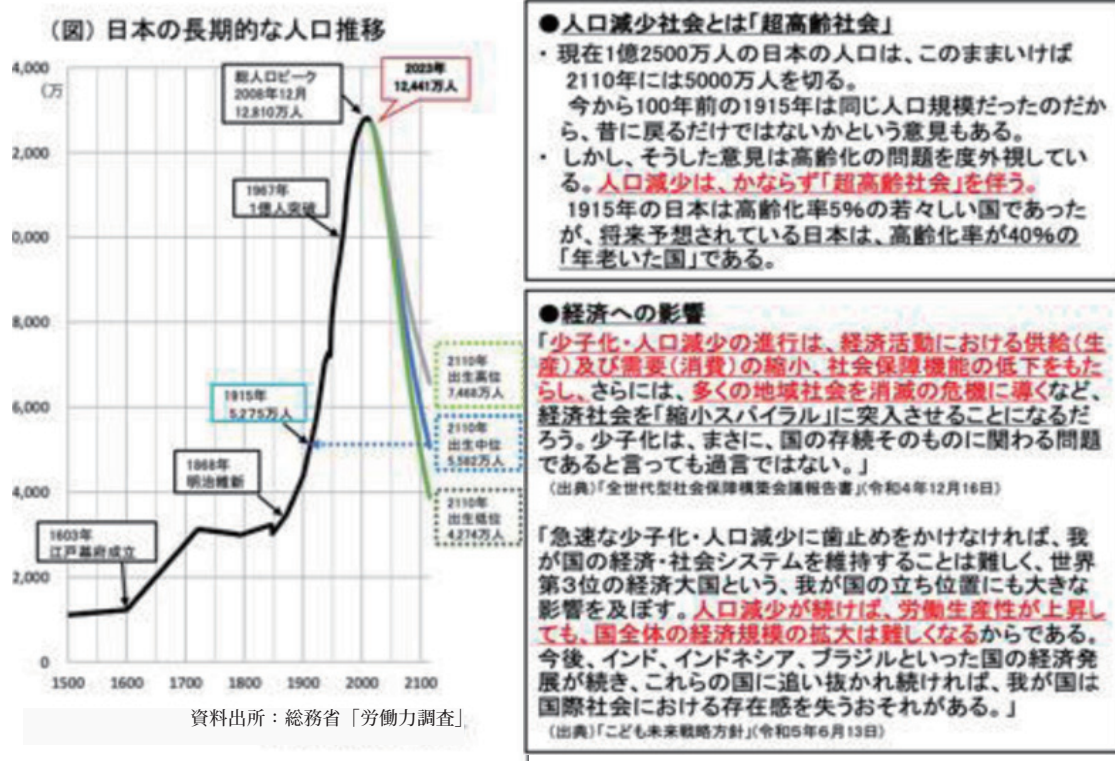


〈かとり・てるゆき〉

一般社団法人未来研究所龍代表理事。東京大学法学部を卒業後、旧厚生省に入省。高齢者介護対策本部事務局次長。内閣官房内閣参事官。同審議官。厚生労働省政策統括官社会保障担当、年金局長、雇用均等児童家庭局長を歴任。その間、介護保険法や子ども子育て支援法、GPIF改革等の制度創設改革を担当した。内閣審議官としては、社会保障と税の一体改革の取りまとめに当たった。2016年に厚生労働省退官後は、在アゼルバイジャン共和国日本国特命全権大使に就任。帰国後は、上智大学総合人間学部教授を経て、2020年8月より一般社団法人未来研究所龍代表理事。平成23年4月より現職。主な著書に『教養としての社会保障』『民主主義のための社会保障』『社会保障の基礎編』（いずれも東洋経済新報社）がある。



図表3 人口減少がもたらす影響―「超高齢化」と「縮小スパイラル」



**●人口減少社会とは「超高齢社会」**  
 ・現在1億2500万人の日本の人口は、このままだと2110年には5000万人を切る。今から100年前の1915年は同じ人口規模だったのだから、昔に戻るだけではないかという意見もある。  
 ・しかし、そうした意見は高齢化の問題を度外視している。**人口減少は、かならず「超高齢社会」を伴う。**1915年の日本は高齢化率5%の若々しい国であったが、将来予想されている日本は、高齢化率が40%の「年老いた国」である。

**●経済への影響**  
**「少子化・人口減少の進行は、経済活動における供給(生産)及び需要(消費)の縮小、社会保障機能の低下をもたらす、さらには、多くの地域社会を消滅の危機に導くなど、経済社会を「縮小スパイラル」に突入させることになるだろう。少子化は、まさに、国の存続そのものに関わる問題であると言っても過言ではない。」**  
 (出典)「全世代型社会保障構築委員会報告書」(令和4年12月16日)

「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。**人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなる**からである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。」  
 (出典)「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日)

図表2 「少子化対策」の取組みの歴史

<b>1990年～2000年代</b>	1990年 1.57ショック 1994年 「エンゼルプラン」+緊急保育対策 1994年 育児休業給付創設(雇用保険、給付率25%→2007年50%→2014年67%) 2001年 「待機児童ゼロ作戦」 2003年 少子化社会対策基本法⇒少子化社会対策大綱 2003年 「次世代育成支援対策推進法」(企業等で両立支援のための計画策定・実施等) 2006年 児童手当(小3まで⇒小6まで対象拡大) 2007年 児童手当(3歳未満の手当額5千円⇒1万円に引上げ) 2008年 「新待機児童ゼロ作戦」 ・2000年＝出生率1.36 ・2005年＝出生率1.26
<b>2010年代</b>	2010年 子ども手当(中3まで、1万3千円)、「年少扶養控除」の廃止 2010年 子ども・子育てプラン(「少子化社会対策大綱」見直し) 2011年 子ども手当(支給額見直し) 2012年 「子ども・子育て支援法」 2012年 児童手当(名称変更)、所得制限(高所得者には特例給付) 2013年 「待機児童解消加速化プラン」 2015年 少子化社会対策大綱(結婚、妊娠・出産、子育て等の各段階に応じた支援) 2017年 「働き方改革実行計画」「子育て安心プラン」(待機児童対策) 2019年 幼児教育・保育の無償化 ・2010年＝出生率1.39 ・2015年＝出生率1.45
<b>2020年代</b>	2020年 少子化社会対策大綱(希望出生率1.8の実現を目標) 2021年 「育児・介護休業法」改正(産後1年保育の導入、育休取得状況の公表義務等) 2021年12月 「新子育て安心プラン」(待機児童対策) 2022年4月 不妊治療の保険適用 2022年6月 「こども家庭庁」設置法、成立 2022年10月～ 児童手当(年収1200万円以上の特例給付廃止) ・2020年＝出生率1.33 ・2022年＝出生率1.26 <b>2023年6月 「こども未来戦略方針」の決定</b>

今、何を考えなければいけないのか。家族というものをどう考えるか、家族を形成することを、一人ひとりのライフストーリーの中で家族や子どもを持つことがどう価値付けがされるが大事である。しかも、家族の形は様々に変わっている。昔のように、お父さんとお母さんが法的に結婚して、お母さんは専業主婦という家族ばかりではない。

**家族を形成する価値観が問われる**

このロジックで政策を組み立てたら、子どもが生まれることになるとののだろうか。社会保障を担当している部署の人間がこういう発想で少子化対策を考えるのは違うのではないかと思っている。

人口減少で、経済が大変だし、地域が大変なことになる。労働生産性が上がらない限り、この国は縮小していくと書いてある。もちろんその通りなのだが、だから、「皆さん結婚してください」とか、「皆さん子どもを産んでください」という話になるのだろうか。

その後、エンゼルプランをはじめとして、かれこれ30年、様々な政策を講じてきたが、少子化は止まらなかった。待機児童の問題もなくなっていない。今我々が直面している現実はこの

1989年(平成元年)の1.57ショックについては冒頭で触れたが、その年の厚生白書のテーマが少子化対策だった。当時の厚生省は、このままでは大変なことになると訴えたわけだが、日本が本格的な高齢社会に入ろうとしている時代で、世の中の関心は高齢社会への対応だった。その裏側で確実に少子化が進んでいた。

1.57ショックから30年

図表2は、これまでの少子化対策をまとめたものだ。1989年(平成元年)の1.57ショックについては冒頭で触れたが、その年の厚生白書のテーマが少子化対策だった。当時の厚生省は、このままでは大変なことになると訴えたわけだが、日本が本格的な高齢社会に入ろうとしている時代で、世の中の関心は高齢社会への対応だった。その裏側で確実に少子化が進んでいた。

③ 子どもの教育問題や子どもとの関係において困難に直面している家族を支援するために、子育ての支援を行う  
 つまり、家族を形成する人たちが、子どもを持ち育てる人たちにとって必要なことをやる、という実在に当たり前のことが書いてある。日本でも同じようなことをやっているが、どういう目線で議論するか

② 乳幼児の親が仕事を続けられるように家族生活と職業生活の両立を図る

そう考えたときに、人々が家族を形成するときの価値観、あるいは家族の形に対して、どのように対面するかが問われるのではないかと。経済が大変だとか国際社会の存在感が低下するとか、そんな天下国家の目線から政策を組み立ててうまくいくのか。現実はこの30年間、日本の少子化対策は結局うまくいっていない。

図表3の右側にこども未来戦略方針の記述を引用しているが、要するに人口減少は大変だと言っ

した30年の歴史によって生まれたものなので、来年的に変わるということはない。そもそも人口減少の問題をどう考えるか。図表3の左側は超長期の人口のトレンドを示したものだ。日本の人口は江戸時代に3000万人ぐらいだったが、明治維新の後に産業革命があつて人口は劇的に伸びていく。

人口推計は、かなり正確な推計であり、大きな人口変動のトレンドは変わらない。日本の人口が増えることはもうない。明治以来1世紀半の間に起こった、人口ボーナスと逆のことがこれから起こる。これは、現実として受け止めなければいけないし、企業も個人も政府もこれを前提に物事を考えないといけない。

明治の終わりに3300万人だった人口は、約1世紀半後の2007年に1億2800万人となった。約3.5倍に増えたことになるが、この年をピークに人口は減少に転じる。



やしたり、現金給付（子ども手当）を拡充したりと少子化対策を強化してきた。直近では対GDP比で2%弱程度になり、それなりの水準にはなっているが、本気で少子化対策に取り組んでいる国と比べればまだまだ小さい。政策を安定的に遂行していくには、一定の財源を確保して継続的に投入していく必要がある。何に金を使うかというところもあるが、そもそも絶対額としてお金を使っていなければ無理である。そこで岸田首相は少子化対策の予算を倍にすると発表した。今後数年で3兆円くらい増やすと言っている。

**少子化の流れを変えたいために何が必要か**

今までの話を整理する（図表6）。

6）。そもそも日本の家族関係社会支出は大きくはない。これから2040年までの間、現有勢力で戦っていくためには労働力を確保しないといけないので、若者や女性、高齢者が労働市場に入れるようにすること、少子化の流れを変えるための対策を同時にやらなければならないことになる。

図表6 少子化対策に関する基本的な考え方

- 我が国の家族関係社会支出の規模は、家族政策先進諸国と比べてなお低水準。
- 少子高齢化の進展の中、中長期的に労働力を確保していくためには、
  - ①若者・女性・高齢者などの労働市場参加の実現
  - ②少子化の流れを変えること
 の2つを同時達成する必要。
- 結婚や出産・子育てをめぐるのは、国民の希望と現実に大きな乖離。その乖離を生み出している要因（※）を取り除いていく政策努力が必要。
  - ※①若年者の非正規雇用の増加（→所得水準の低下、子育ての経済的負担の増大）
  - ②依然として厳しい女性の就業継続、
  - ③子育て世代の男性の長時間労働や男性の家事・育児責任分担不足
  - ④核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育ての孤立化と負担感の増加 等
- その根底にある男女役割分業意識や長時間労働を当然視する労働観を断ち切り、家族を守り、すべての子どもの育ちを社会全体で支え、地域で安心して子育てができる環境を確保していくことが必要。
- ☆ そもそも、知識産業社会では公共部門・非公共部門を問わずサービス産業部門が拡大し第三次産業比率が上昇する。
  - ：日本は明らかに第三次産業の発展が遅れている（日本は「ものづくり大国」？）。
  - ：必然的に求められる労働の質と形態（働き方）も変化。
    - フォーディズムモデルからポストフォーディズムモデルへ
    - 「労働生産性」概念＝製造業型生産性評価指標の見直し。
    - 「付加価値」の源泉は「モノの産出」ではなくなる。
- ☆ 知識産業社会では女性の社会進出が進行し女性労働力の果たす役割が増大。だからこそ DIVERSITY が極めて重要な課題になる。なぜならば、知識産業社会では、成長の基軸となる「労働」が変わるから。
  - サービス労働・知識労働を支えるための社会サービス（広義の社会保障）の整備が不可欠になる。
  - 介護・子育ての社会化なき女性の労働市場進出は、労働市場の分断（常用雇用と非常用雇用）を招き、人的資源の浪費・生産性の低下、格差と貧困を生み、最終的には社会統合を脅かす。

図表4 欧米先進諸国の出生率

国	年次	合計特殊出生率
フランス	2020年	1.82
スウェーデン	2020年	1.66
アメリカ	2020年	1.64
イギリス	2020年	1.58
ドイツ	2020年	1.53
日本	2020年	1.33
イタリア	2020年	1.24

資料：諸外国の数値は、1959年まで United Nations "Demographic Yearbook" 等、1960～2019年は OECD Family Database、2020年は各国統計、日本の数値は厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。  
注：2020年のフランス、アメリカの数値は暫定値となっている。

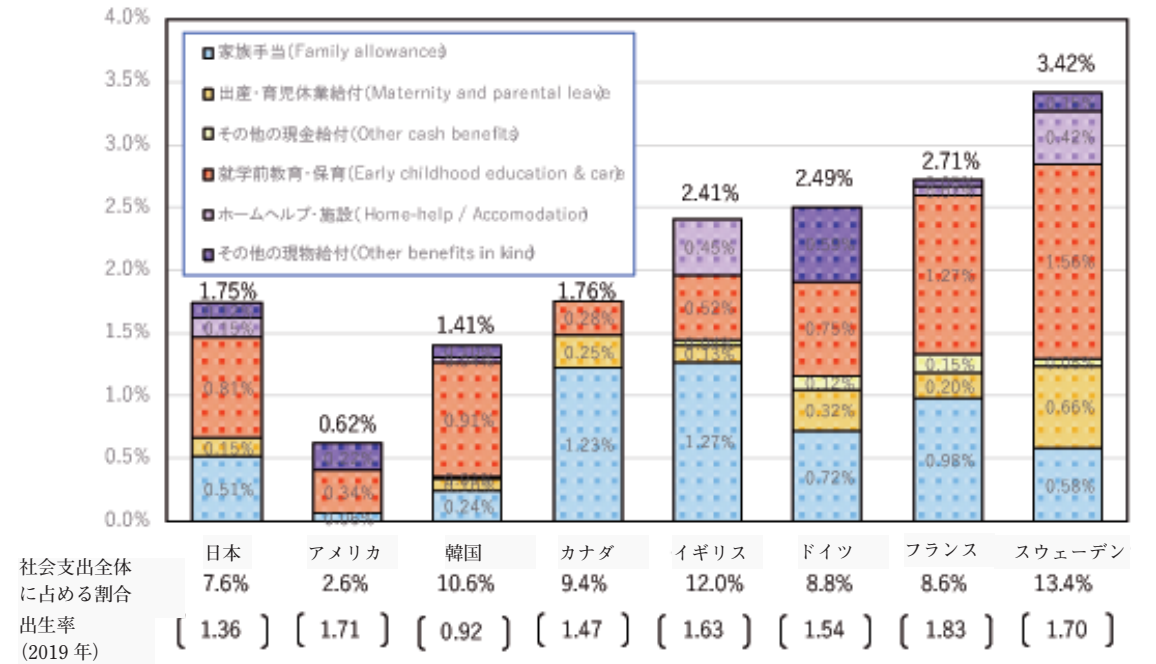
コロナ禍で世界中で出生率が下がった。コロナが山を越えて経済が回復し、出生率も各国で回復傾向にある。しかし、日本では現在のところその兆候は見られない。何かが違うのだろうか。人口置換水準（人口が長期的に維持できる合計特殊出生率の水準）は、私の現役時代には2.09

**アジアでも人口減少が進む**

ということではないか。視点のずれ、ボタンの掛け違いがあるというのが私の問題意識だ。

といわれたが、最近では乳幼児死亡率率が下がって長寿化が進んでいるので2.07とされる。2.07を下回る状態が長期に続くと、人口は減少し始めることになる。欧米先進諸国でも出生率が2を超えている国はない（図表4）。中長期的なトレンドで言えば、程度の差はあっても先進国はおしなべて人口は少しずつ減っていく。そのスピードの差、程度の差がどうかである。先進諸国の中でもフランス、スウェーデンは比較的高いが、日本やドイツ、イタリアは低い。アジア諸国の出生率はおしなべて低い。日本と同じ、ないしはそれよりも低い。中国も10～15年すると人口減少になる。韓国は日本よりさらに出生率が低いので、近い将来急速に人口減少、少子高齢化が起こる。図表5は各国の少子化対策、家族関係支出のGDP比を比べたものだ。日本は、かつては少子化対策にお金を使っていなかった、と批判されてきたが、ここ数年、育児休業給付を増やしたり、保育所の数を増

図表5 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2019年）



(資料) OECD (2023) : Social Expenditure Database

結婚や出産・子育てについては、国民の希望と現実に大きな乖離があり、その乖離を生み出している要因を取り除かないと乖離は埋まらない。若者世代は非正規雇用が増えて、雇用が安定せず、所得が安定しない。そうすると、相対的に子育ての経済的負担が大きくなる。女性の就労環境はよくなったが、今でも男性と女性には所得格差があるし、昇進格差もあるのが現実である。

家庭ではどうかというと、男性は長時間労働をしているので、育児がワンオペになり、女性が背負うことになる。核家族が進み、シングルマザーが増えてもこの構造に変わりはなく、そんな中で地域あるいは身近な人の子育て支援がないので孤立化していく。二重三重に問題が積み重なって、一つひとつ解きほぐしていかないとこの問題は解決できない。

政府の政策でできること、やるべきことと別に、人々の意識、企業の雇用に対する考え方、性別役割分業意識、長時間労働に対する考え方などを変えていく、つまり行動変容をすることによって、家

ではなくなっている。工場労働では、腕力がものをいう世界なので、男性が働くことになるが、知識産業社会では腕力は関係ない。優秀な人が付加価値を生む世界になる。そういう意味での能力に男女差はないので、男性中心の構造が競争上優位な社会になるといことは全くない。むしろ、優秀な女性たちに確実に付加価値を生む現場に入ってもらって能力を生かしてもらわないといけない。ここを理解しないと、成長戦略はうまくいかない。

つまり、成長の基軸になる労働そのものが変わるといふことだ。サービス労働や知識労働を支えることができる社会のインフラをつくる。その一つが広い意味での社会保障ということになるが、そこをきちんとやらないと成長しない。

子育てや介護という家庭が担ってきた機能を社会的に支えることをやらないまま、女性が労働に出ていくことになれば、女性たちは仕事と子育てが両立できない中で重荷を背負いながら働くことになるので、男性と同じようには働け

ない。労働市場が正規と非正規に分断され、優秀な人たちを無駄遣いすることになる。それは人的資源の浪費につながり、生産性の低下につながり、格差を生み、貧困を生むことになる。

そういうことが起こっているのが日本の社会であると思う。

理想の子ども数を持たない理由  
ここからはいろいろなデータを見ていきたい。

図表7は、国民の結婚や出産に対する希望を示している。

いずれは結婚しようと思ってる人が8割ぐらいいるので、婚姻率は下がっているが、結婚するだろう、子どもは2人は欲しいと思ってるから、希望する人がみんな結婚して子どもを産めば、1.6とか1.7ぐらいにはなる、と言ってきたわけだが、実際は生涯未婚率はどんどん上がっている。希望する子どもの数は下がっている。つまり結婚したり子どもを産むことに、希望を見出すことができない社会になっている、ということではないか。理想の子ども

族を持つことやプライベートな空間を守ることをしないと、この問題は解決しない。

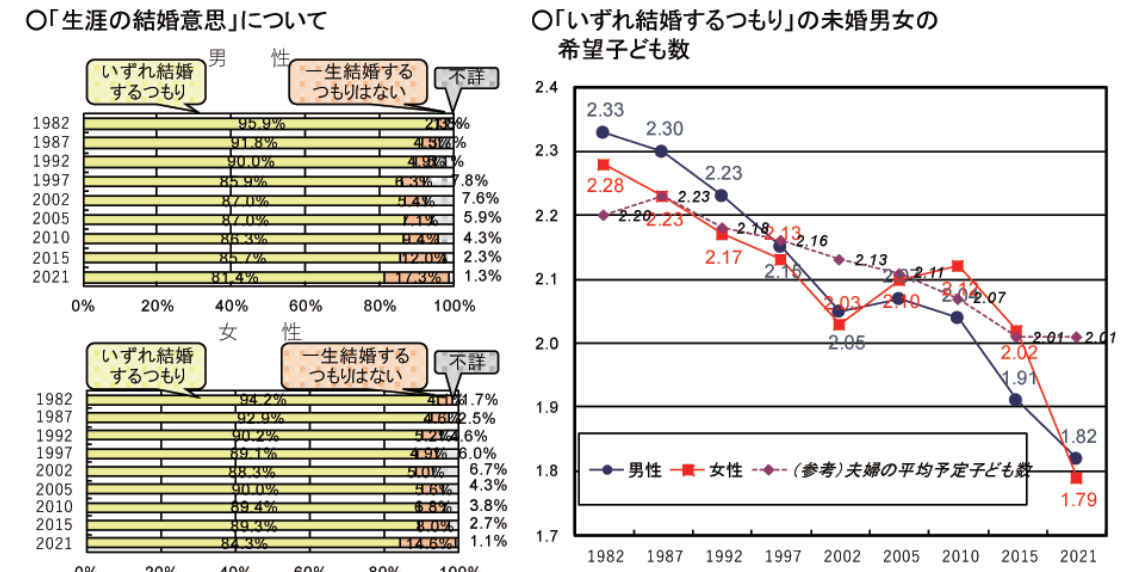
労働力が足りない中で働き方改革を進めると、さらに労働力不足が加速して国際競争に伍していけないという議論があるが、私たちが暮らしている21世紀の社会は、ポスト産業社会、知識産業社会といわれる社会である。

日本でもそうだが、労働力人口の6〜7割はサービス業など第3次産業で働いている。GDPの付加価値はものづくりではなく、サービスや情報から生まれている。要するに今日の社会は第3次産業が中心の社会になっているのだ。国際比較を見ると、日本はまだ第2次産業の比率が高い。ものづくり大国であり、意識においてもそういうところがある。

第3次産業が中心になってくると、労働の質や働き方も変わってくる。工場労働をイメージすればわかるが、人々は時間で働き、単位時間当たりの付加価値で労働生産性を測る世界になっていくが、サービス産業はそうではない。付加価値の源泉がものをつくること

図表7 国民の結婚や出産に対する希望

2021年の調査では、独身男女の約8割が結婚意思を持っている。希望子ども数は2人を下回った。



数を持たない理由を聞くと、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が一番多く、経済的な理由が目立つが、その前に結婚すること、子どもを持つことそれ自体に希望とか意味を感じられないということがある。この社会が子どもを持つ女性たち、子どもを持つという目標を向けているかということになるだろう。

希望出生率がなぜ実現しないか  
政府は、希望する子どもの数が2で、生涯未婚率が2割弱だから掛け算をすると、希望出生率は1.8ぐらいになると言ってきた。ここまでは回復するはずだという数字という意味ではそれはそれでいいと思うが、それがなぜできないかを考えないといけない。

若い人が結婚して子どもを産んで自分の人生を切り拓いていくためにはいくつかハードルがある。まず、結婚するかしないかの判断は、結婚することによって自分の経済的基盤が成り立つかどうかである。結婚によって自分の経済

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(調査対象は18〜34歳の未婚者)



今は1歳半まで育児休業が取れる。育児休業給付の水準が従前所得の6割になり社会保険料が免除になるので、手取りペースではほぼ同じ給料が保障できるところまでできているが、就労継続できるこ

ととキャリア形成にとって休業がマイナスになっていないかどうかは別問題だ。例えば、育児休業を取って1年休むと昇進は1年遅れることになる。昇進基準の考え方など労働慣行上のいろいろな隘路があって、就業継続はできてもキャリア形成の観点からは問題が残る。

図表9は、女性の就業継続の状況を見たものだ。育児休業給付を充実させるなど様々な雇用継続のための施策をとったので、第一子出産後の就業継続の比率はそれなりに上昇してかなり高くなっている。

図表10は、女性の労働力率の変化を見てみる。女性の労働力率は、右側は有配偶の人の労働力率だ。M字カーブの底が上がりつつ多くの女性が働くようになってきているが、依然として有配偶の人の労働力率は未婚の人と比べると低い。就業継続を優先する人は結婚しない選択をしていることになる。

図表10は、女性の労働力率の変化を見てみる。女性の労働力率は、右側は有配偶の人の労働力率だ。M字カーブの底が上がりつつ多くの女性が働くようになってきているが、依然として有配偶の人の労働力率は未婚の人と比べると低い。就業継続を優先する人は結婚しない選択をしていることになる。

女性が働くことと出生率の関係をみてみたい。結論から言うと、出生率の高い国は女性の社会進出が進んでいる(図表11)。女性が社会進出して一定の社会的地位を持つている国の方が、出生率は高

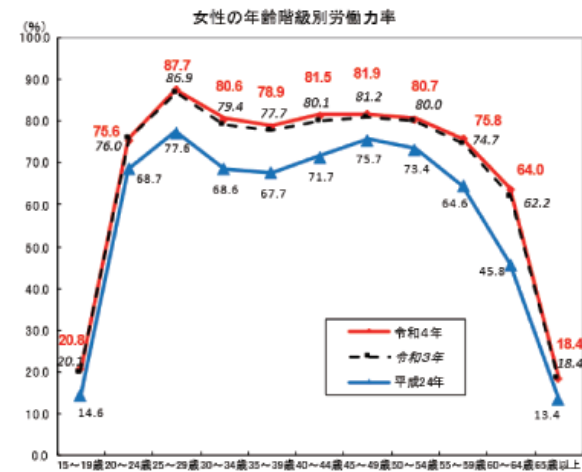
図表10は、女性の労働力率の変化を見てみる。女性の労働力率は、右側は有配偶の人の労働力率だ。M字カーブの底が上がりつつ多くの女性が働くようになってきているが、依然として有配偶の人の労働力率は未婚の人と比べると低い。就業継続を優先する人は結婚しない選択をしていることになる。

図表10は、女性の労働力率の変化を見てみる。女性の労働力率は、右側は有配偶の人の労働力率だ。M字カーブの底が上がりつつ多くの女性が働くようになってきているが、依然として有配偶の人の労働力率は未婚の人と比べると低い。就業継続を優先する人は結婚しない選択をしていることになる。

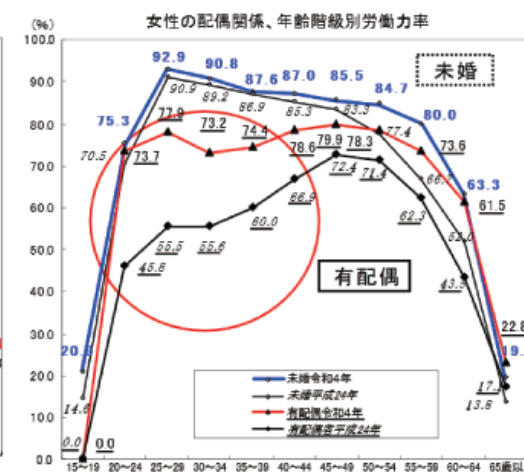
図表10は、女性の労働力率の変化を見てみる。女性の労働力率は、右側は有配偶の人の労働力率だ。M字カーブの底が上がりつつ多くの女性が働くようになってきているが、依然として有配偶の人の労働力率は未婚の人と比べると低い。就業継続を優先する人は結婚しない選択をしていることになる。

図表10 女性の労働力率の変化(全体と配偶関係別)

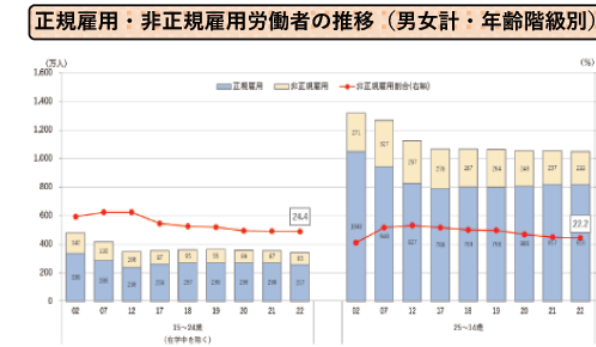
- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いている。
- 10年前と比べると全ての年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると、有配偶者の「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」の上昇幅大



資料出所：総務省「労働力調査」



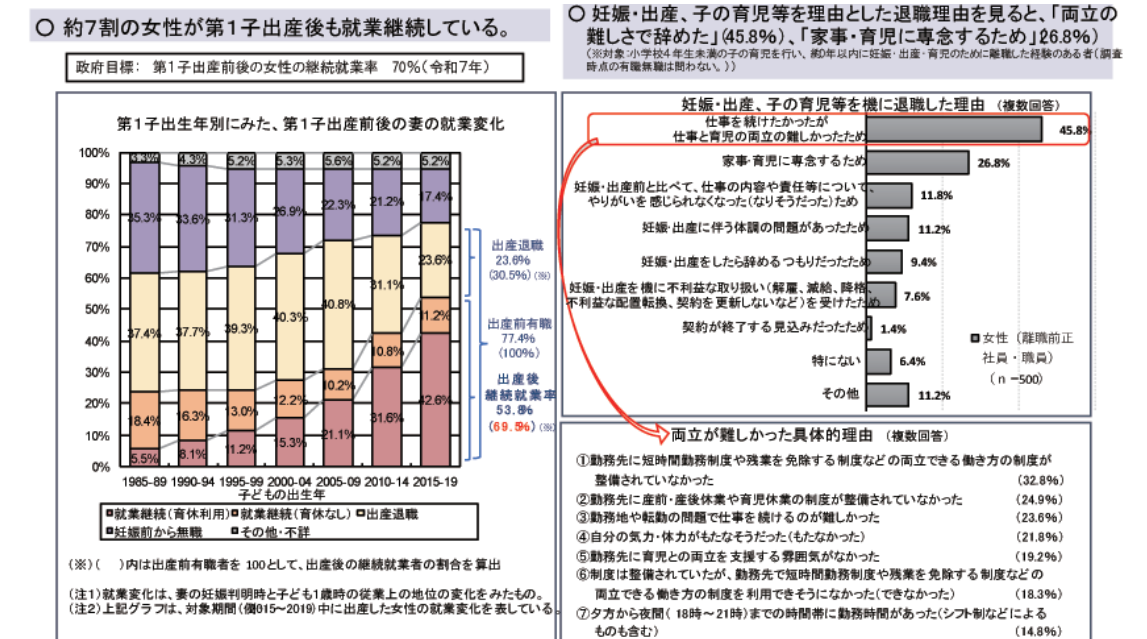
図表8 若年者の非正規雇用の増加



性別	平均給与	
	うち正規	うち非正規
計	443万円	198万円
男	545万円	269万円
女	302万円	162万円

資料：国税庁「民間給与実態統計調査」2021年  
 (資料出所)「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表  
 注)1) 2007年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 2) 2012年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 4) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める非正規雇用労働者の割合。

図表9 女性の就業継続の状況



【資料出所】国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」

【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)」

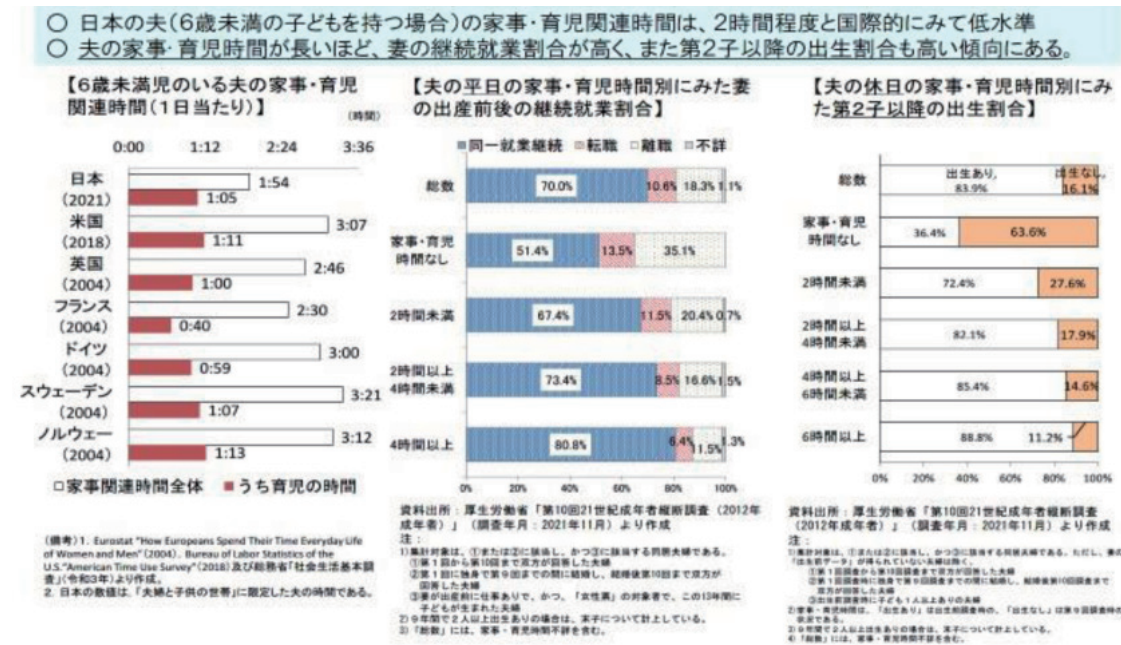
図表8は、非正規雇用の状況を示している。若年の非正規雇用が増えている。今や働いている人の3分の1は非正規だ。非正規でも、同一労働・同一賃金であるとか、雇用の安定、あるいは非正規の人にも昇進できることが保障されれば別だが、残念ながら若年の非正規比率は高

若年の非正規雇用が増えている。図表8は、非正規雇用の状況を示している。若年の非正規雇用が増えている。今や働いている人の3分の1は非正規だ。非正規でも、同一労働・同一賃金であるとか、雇用の安定、あるいは非正規の人にも昇進できることが保障されれば別だが、残念ながら若年の非正規比率は高

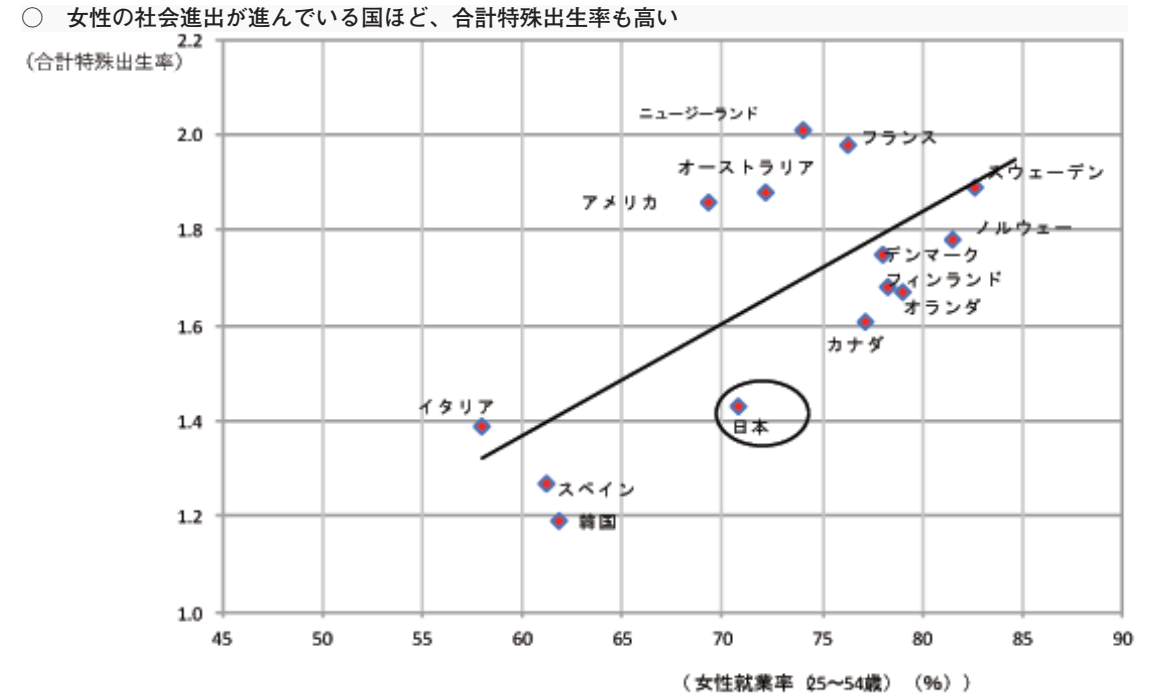
労働をしないで帰ることが保障されるかどうかにかかわる。政府の政策もあるが、この話の根本は企業の雇用管理の問題、「働かせ方」の問題につながる。

第2子以降の話では、1人目を産んで大変だったということになると、2人目は産まない。これは夫婦間の家事分担や育児負担、あるいは育児不安に対するサポートが関係する。やらなければいけないことはたくさんある。人によって直面する課題が違うので、きめ細かく対応できるように施策を組んで、それがメッセージとして国民に伝わっていないという意味が

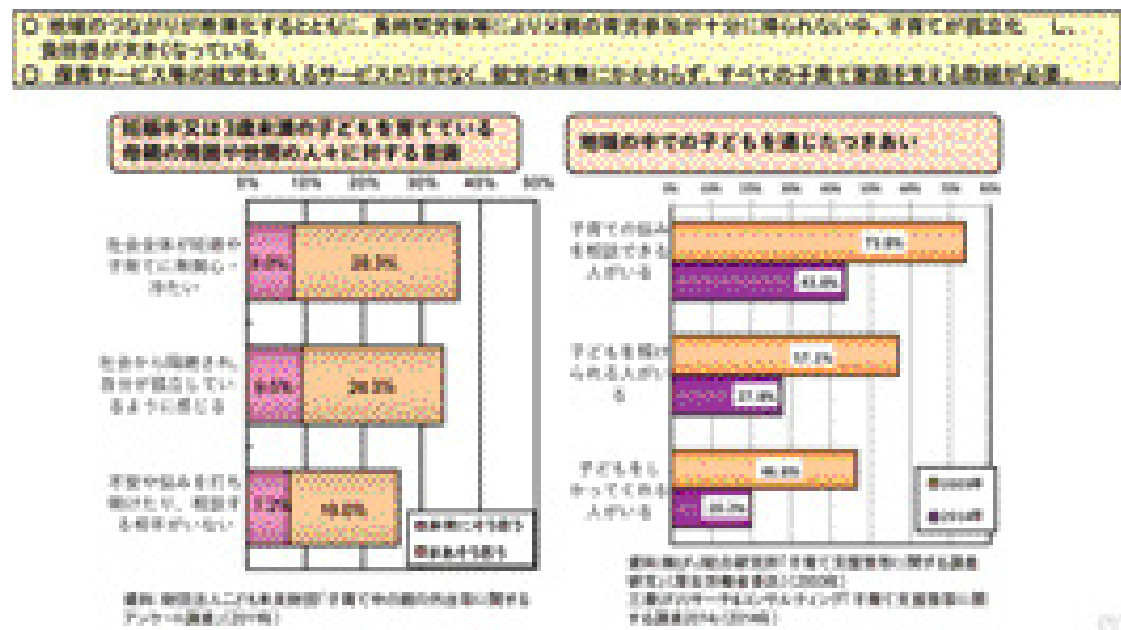
図表 12 女性の継続就業・出産と男性の家事・育児時間の関係



図表 11 各国の合計特殊出生率と女性就業率(2013年)



図表 13 非就労家庭の子育ての孤立感・負担感と求められている支援の内容



図表 13は、孤立の問題である。

**ワンオペ育児は成り立たない**

図表 12は、女性の継続就業・出産と男性の家事・育児の関係を見られるので、この話は2人目が産まれるかどうかに関係する。男性が育児に参加をし、家事を分担する国の方が子どもは産まれる。

図表 12は、女性の継続就業・出産と男性の家事・育児の関係を見られるので、この話は2人目が産まれるかどうかに関係する。男性が育児に参加をし、家事を分担する国の方が子どもは産まれる。

図表 12は、女性の継続就業・出産と男性の家事・育児の関係を見られるので、この話は2人目が産まれるかどうかに関係する。男性が育児に参加をし、家事を分担する国の方が子どもは産まれる。

図表 12は、女性の継続就業・出産と男性の家事・育児の関係を見られるので、この話は2人目が産まれるかどうかに関係する。男性が育児に参加をし、家事を分担する国の方が子どもは産まれる。

図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。

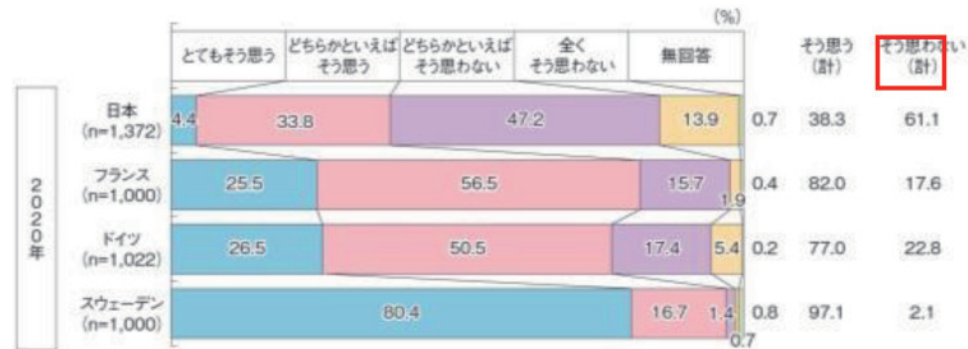
図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。

図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。図表 14を見ると、社会全体が妊娠や子どもを育てること自体を正面から受け止めて、社会全体で支えるためにどうするかを考えないと、この問題は答えが出ない。



図表 15 子育てのしやすさに関する意識の比較

◆「自国は子どもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」。



資料：内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」(2021(令和3)年3月)  
 ※百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

図表 16 結婚、妊娠、子育てに温かい社会の実現の方向に向かっているか

◆「日本の社会が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」。

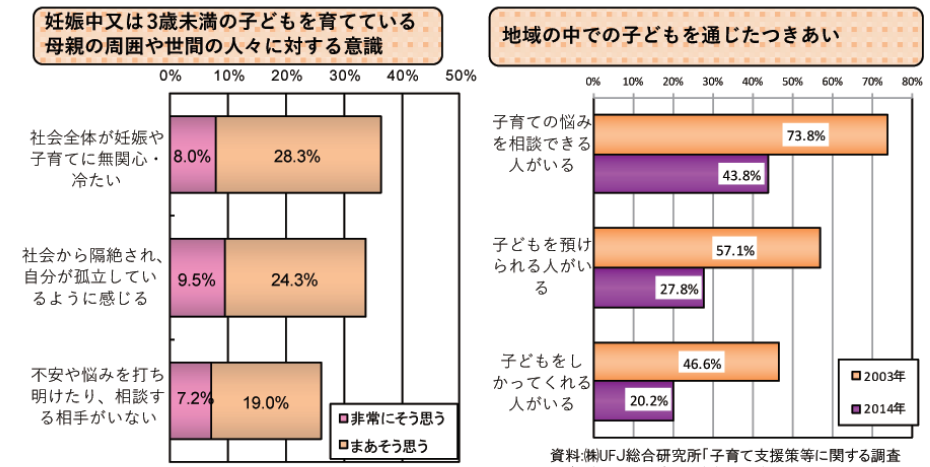
	そう思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	そう思わない
TOTAL (n=11889)	2.3	27.4	44.1	26.2
合計 (n=5914)	2.7	29.8	42.4	26.4
20-29歳 (n=1146)	4.8	31.8	39.9	26.0
男性				
30-39歳 (n=1425)	2.9	27.8	41.2	28.4
40-49歳 (n=1807)	2.2	28.9	44.7	26.2
50-59歳 (n=1536)	1.9	29.1	43.4	28.9
合計 (n=5975)	2.0	28.2	43.8	28.0
女性				
20-29歳 (n=1143)	2.1	27.8	44.9	28.4
30-39歳 (n=1417)	2.0	29.4	44.2	30.4
40-49歳 (n=1850)	1.9	29.0	49.0	28.3
50-59歳 (n=1565)	2.1	31.6	44.2	22.1

資料：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」(2019(平成31)年3月)  
 ※本調査は、20～59歳の未婚及び既婚の男女11,889人を対象として実施。

当面の少子化対応戦略という意味では、人手不足もあって、女性も高齢者も働くようになっていく。その意味では、少子化対応戦略についてはうまくいっているが、両立支援や家族支援が足りていないので、その分だけ出生率が下がる。女性が働けば働くほど出生率が下がる。まだ日本はそういうステージにある。とすれば、今やらなければいけないことは何かは明らかだ。図表18は、政府の文書にも書いてあることで当たり前のことだが、働いているか働いていないかではなく、人によって選択があり、人生のステージによって、子育てに専念する、仕事に専念する時期がそれぞれにあるはずだ。働いている、働いていないにかかわらず、すべての子どもに必要な施策を届けたいといけなし、それは子どもを大事にする視点を持つということだ。働くとか、結婚するとか、子どもを産む・産まないをどうするかは、人に言われてすることではない。一人ひとりの価値観・人生観に関わる話なの

図表 14 子育ての孤立化を負担感の増加

○ 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立し、負担感が大きくなっている。  
 ○ 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育てで家庭を支える取組が必要。



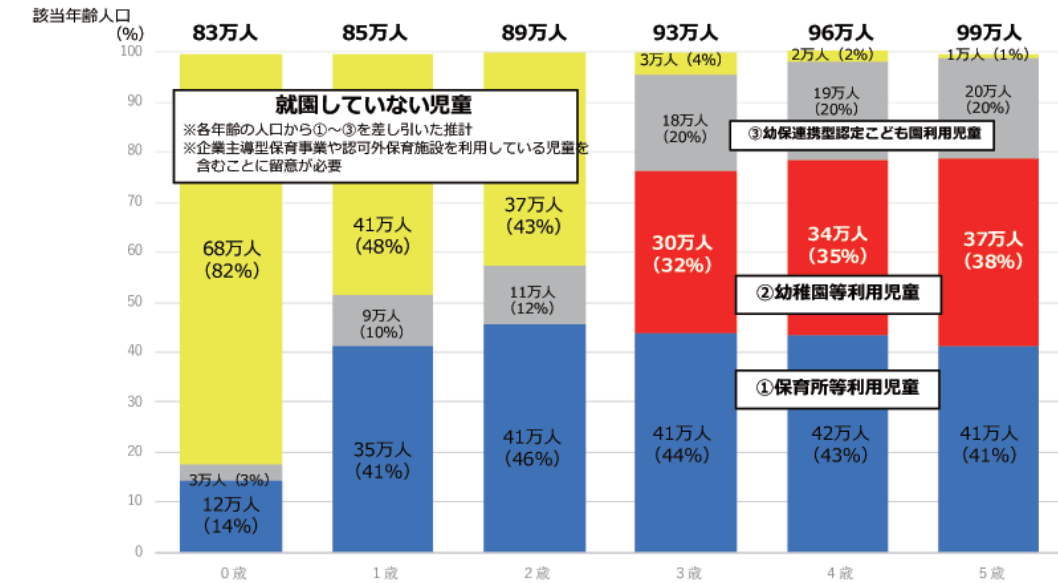
資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)  
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策に関する調査2014」(2014年)

子育てに無関心、冷たいと思う人、あるいは社会から切り離され、孤立しているように感じると答える人が3割近くになる。こんな数字は、欧米諸国の統計では出てこない。この話は、この国、この社会が子どもを育てている母親や父親に対して、どういう視線を向けているかに関わってくる。実は、孤立感や不安感は、働いている・いないに関係がない。むしろ、専業主婦で、家で子どもを育てている人の方が負担感が大きい。繰り返すが、ワンオペの育児は成り立たないし、相当な無理がある。どんな人でも休養の時間は必要で、支援が必要だ。政府は「誰でも通園制度」と言っている。言わんとするところは、専業主婦であっても育児休業中であっても、経済支援とは別に、社会的にサポートする子育て支援の施策、サービスは必要だ、ということだろう。そうだとすればそれは正鵠を射ている。

「追いついていない」  
**家族政策が追いついていない**  
 図表17は、少子化対応戦略と少子化克服戦略の二つを同時にやらないといけなことを述べている。図表16は、「結婚、妊娠、子育てに温かい社会の実現の方向に向かっていくか」を聞いた調査結果で、今の施策をどう評価しているかという質問だが、どの世代も7割以上の人は「そう思えない」と答えている。今の施策は、人々に届いていない、ピンに当たっていないということになるのではないか。図表16は、「結婚、妊娠、子育てに温かい社会の実現の方向に向かっていくか」を聞いた調査結果で、今の施策をどう評価しているかという質問だが、どの世代も7割以上の人は「そう思えない」と答えている。今の施策は、人々に届いていない、ピンに当たっていないということになるのではないか。

図表 19 保育所・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和3年度）

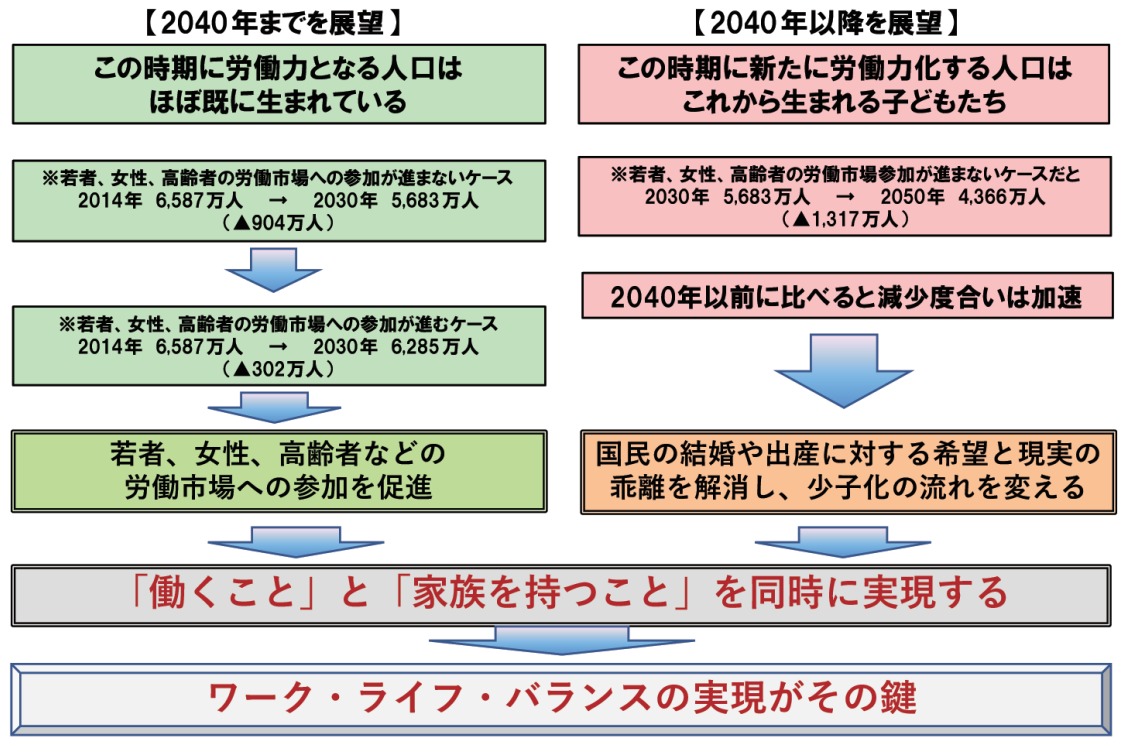


※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。  
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。  
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和3年度「学校基本調査」（確定値、令和3年5月1日現在）より。  
 ※「就園していない児童」は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。  
 ※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和3年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業の利用者数により按分したもの。  
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

ないと偉くなれないということになつていない。そういう社会にならないと、おそらく出生率は上がらない。  
 子どもが小さいときの支援がきちんとできるかどうか、学齢期や成長期のステージに合わせて支援ができていくか、教育も含めて一人の人間を育て上げていくプロセスをどう支援するかが大切だ。家族を持つて子どもと一緒に生活ができる社会でないと経済成長もしないし、子どもも生まれないという話だ。  
 それができるためには、政府が何かを与えて、これでやりなさいという施策ではなくて、国民が自分の権利として、自分の自己実現のために施策を選びとって、要求することができるとして、要求するといかない。おそらくそれは企業も同じだ。様々なニーズに求められる包括的な支援の形が必要である。

図表 19 は、日本の子どもたちがどのように育っているかを示している。図表 20 から女性の労働力率を見ると、日本も諸外国と同じように、女性が働くようになった。20代後半の労働力率は、日本は86%、フランス、スウェーデン、ドイツも

図表 17 今後の人口構造の変化を展望した戦略的な対応



図表 18 少子化克服戦略の考え方

- 子ども・子育て施策については、以下のような社会を実現することが重要。
  - ①すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にできる社会
  - ②仕事と家庭の両立を支援し、就労、結婚、出産、子育ての希望が叶う社会
  - ③新しい雇用を創出し女性の自己実現が保障される活力ある社会
- 3歳未満児を中心とする保育サービスや放課後児童対策については、女性の就業率の高まりに対応した大きな潜在需要に対応する必要。
- サービスの充実を行うに当たっては、サービス保障の強化、サービスメニューの多様化、多様な提供主体の参入の促進等により、利用者が選択できる環境を作ることが必要。
- 施策を考えるに当たっては、虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮が必要。
- 妊娠期から出産・子育て期を通じた継続的かつ包括的な支援が不可欠。

で、極めてプライベートな話だ。さらに言えば、子どもを産む・産まないは、義務ではなくて権利であり、その人の希望とか意思に関する話だ。それは目標を定めてみんなど頑張りというような話ではない。政策の組み立てという意味でも、メッセージの出し方という意味でも、よく考えないとおかしいことになる。  
 知識産業社会における労働を考えると、能力のある女性たちに何をしてもらうかを考えないといけない。逆に言うと、仕事の面でも男女の役割分業はなくなる。男の仕事、女の仕事という違いはなくなる。  
 20年ぐらい前になるが、フランスの自動車メーカーのルノーのアジア担当の上級役員の人に会ったことがある。当時、50歳くらいでとても優秀な人だったが、見た目の印象はいわゆるバリキャリ、男性に伍して生き抜いてきたスーパーキャリアウーマン、といったイメージではなく、至って普通の女性だった。聞くと子どもが4人いるということだった。  
 普通に仕事をして、何かを捨て



80%台なのでほぼ同じである。30代になると、日本は少し低い、7割以上が働いている。女性の未成年年齢別の就業率を見ても、5歳以下でも働くようになっていくが、保育サービスの利用率はまだ低い。5年前に比べて改善しているが、決して十分ではない。

図表21は現物給付と現金給付の話だ。非正規化が進んだこともあり、若い人の雇用環境はよくないので、所得がなかなか伸びない。経済的な支援をしないと生活が大変であり、政府の施策でも子ども手当を配ったり保育料や学費の無償化など経済支援系の施策が並んでいる。

経済的支援の必要性は否定しないが、政府のお金の使い方として、同じお金を現金で配ると、現物サービスにお金を使うのでは、どちらの方が出生率向上効果があるだろうか。フランスは、現物給付を増やすことで、出生率が上がった。ドイツは保守的な国で、母親が仕事を休んで子どもをみる前提で、現金給付中心でやってきたが、それでは出生率が伸びなかった。そこで、フランスを見做って、

図表 22 フランスの乳幼児受入手当の創設と多様な保育サービス

【乳幼児迎入れ手当の創設(2004年から支給)】

フランスの家族政策の中心的存在である家族給付制度においては、出産・子育てと就労との間で多様な選択が可能となる給付設計(乳幼児迎入れ手当)がなされている。

- ・3歳未満(第1子は6か月)の子どもを養育するため職業活動を停止あるいは削減している場合には賃金補助(就業自由選択補足手当)が支給
- ・保育ママを雇用し子どもを預けて職業活動に従事する場合には保育費用補助(保育方法自由選択補足手当)が支給

賃金補助(休業時の所得保障) 《第1子は6か月、第2子以降は3歳まで支給》	保育費用補助(保育ママ雇用助成) 《6歳未満の子どもを預けて一定の職業活動に従事している場合に支給》
完全休業 374.17ユーロ(約4.7万円)	○保育ママを団体・企業から雇用する場合(子1人当たり) 3歳未満 445.54ユーロ(5.6万円)～668.29ユーロ(8.4万円)
50%未満の就業 241.88ユーロ(約3.0万円)	3～6歳 222.78ユーロ(2.8万円)～334.15ユーロ(4.2万円)
50～80%の就業 139.53ユーロ(約1.7万円)	※所得額と子ども数により支給額が3段階に分かれる
第3子以降で休業を1年に短縮 611.59ユーロ(約7.6万円)	※自宅保育の場合は子ども数にかかわらず一定額(額は異なる)
基礎手当(3歳まで支給)177.95ユーロ(約2.2万円)	※部分休業・就業の場合は賃金補助と併給可能
	※所得制限あり(約9割の家庭に給付)

(注)・乳幼児迎入れ手当には、このほか、出産や養子の引き取りに伴う費用補填を目的とした出産・養子手当(所得制限あり)が存在。  
・賃金補助(就業自由選択補足手当)は、過去に一定の老齢保険拠出金の提出期間を持つことが支給要件となっており、必ずしも休業を取得していなくても支給が可能となっている。  
・これらの手当は、全国家族手当金庫から支給。その財源は、約6割が社会保障拠出金(賃金の5.4%を事業主が負担)、約2割が一般社会拠出金(ほとんどすべての所得に課される社会保障目的税。家族手当分は税率1.1%)、残りが一般会計からの負担となっている。

【フランスの多様な保育サービス】

集団保育所(crèches collectives)

《3歳未満児の11%をカバー》

- ・地域保育所(crèches de quartier)  
多くは地方自治体によって設置、一部は民間団体の設置
- ・企業内保育所(crèches de personnel)  
親の就業場所に設けられた保育所、企業内保育所の設置等に対する優遇税制が適用
- ・親保育所(crèches parentales)  
専門職と親(交代で対応)で乳幼児を保育

家庭的保育(家庭的保育者(認定保育ママassistantes maternelles)による保育)

- ・家庭保育所(crèches familiale) 《3歳未満児の3%をカバー》  
地方自治体や企業、民間団体が雇用する家庭的保育者が、保育者の自宅で保育
  - ・親が雇用した家庭的保育者による保育 《3歳未満児の30%をカバー》  
親が直接雇用契約を家庭的保育者と締結し、報酬を支払って保育
- ※その他、親の自宅で保育する自宅保育という形態が存在

家庭的保育者(認定保育ママ)  
○ 県会議長が認定。120時間の職業教育を受けることが義務付け。2005年現在、377,440人が認定を受け、その70%が稼働。  
○ 県が所管する母子保護センター(PMI)が職業教育や保育者の監督を実施。  
○ 最大3人までの子どもを預かる(平均2.6人)。  
○ 保育者(フルタイム)の半分は週45時間以上働く。  
○ 月収の平均は698ユーロ(約11.0万円)(フルタイムの保育者の平均は815ユーロ(約12.9万円))。  
(資料) DREES "Les assistantes maternelles en 2005" Etudes et Resultats, (2007)

図表 20 子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合(3歳児未満児)

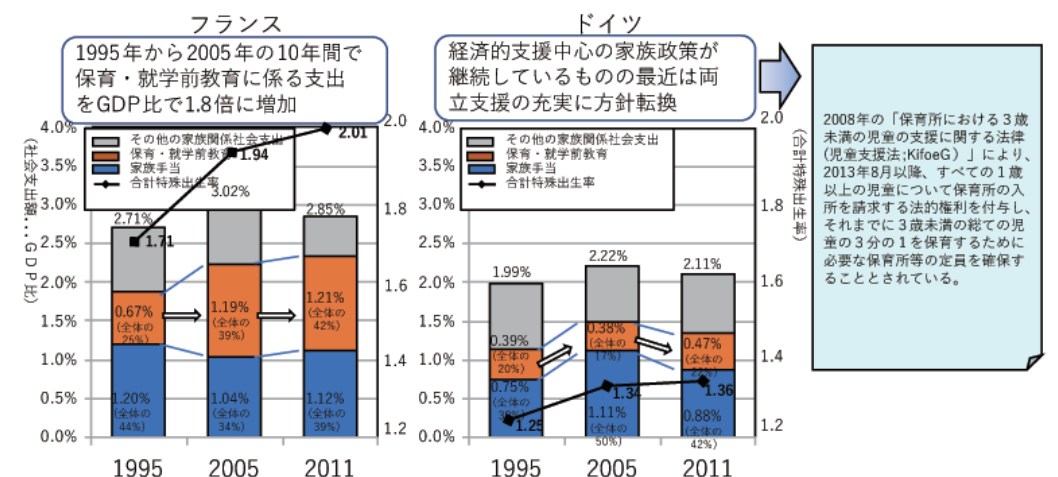
	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率(2021)				
25～29歳	86.9%	82.8%	82.4%	80.9%
30～34歳	79.4%	83.4%	87.0%	81.3%
35～39歳	77.7%	82.3%	87.1%	82.3%
母の末子年齢別就業率(2019)				
0～2歳	56.9%	60.0%	82.0%	56.4%
3～5歳	68.7%	73.8%	86.1%	75.5%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	37.8%(2019) (0歳児 16.2% 1歳児 44.8% 2歳児 50.4%)	59.3%(2018) (集団託児所 16.5% 家庭託児所等 3.6% 認定保育ママ 33.2% 自宅保育者雇用2.1%)	47.6%(2019) (0歳児 0.0% 1歳児 51.5% 2歳児 92.4%) (就学前保育施設 46.4% 保育的保育0.9%)	35.0%(2020) (0歳児 1.8% 1歳児 37.5% 2歳児 64.5%) (旧西独 31.0% 旧東独 52.7%)

※ 保育キャパシティの計算上の理論値であり、実際に利用している子どもの数とは異なる。

(資料)〈労働力率〉総務省統計局：労働力調査、国民生活基礎調査(日本)、OECD：“Labour Force Statistics in OECD countries”，“OECD Family Database”。(フランス、スウェーデン、ドイツ)  
〈保育サービス利用割合〉厚生労働省：「保育所等関連状況取りまとめ」(日本) Cnaf：“L'accueil du jeune enfant en 2019”(フランス) Skolverket：“Barn och personal i forskola 2019”(スウェーデン) Bundesamt：“Pressemitteilung Nr. 380 vom 30. September 2020 “Betreuungsquote der unter 3-jährigen Kinder auf 35,0 % gestiegen”(ドイツ)

図表 21 フランスでは現物(サービス)給付の充実により出生率を回復

○出生率の回復したフランスでは、かつては経済的支援(家族手当)中心であったが、1990年代以降、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を図る方向へ政策転換  
○逆に、ドイツでは経済的支援中心の政策が続き出生率が低迷。近年、両立支援の充実に大きく方向転換



現物給付を中心にした。特に就学前の子どもに対する保育（幼稚園と保育園一体になった保育教育給付）にお金を入れたことで出生率が回復した。

図表22は、フランスの施策をまとめたものである。フランスでは、現金給付だけでなく様々な現物給付の保育サービスがある。

まず、日本と同じような保育所がある。集団保育所というが、日本の保育所のような地域の保育所がある。また、企業内保育所もある。面白いのは、親たちが専門職と一緒に経営をして、そこで子どもを預かることもある。日本では、この保育ママに相当する家庭的保育があつて、3歳未満の子どもの30%をカバーしている。親たちが共同で見たり、ベビーシッターを雇って複数の家族で子どもを見たり、いろいろな形態があり、働き方や状況によっていろいろなサービスを選ぶことができる。こうしたきめの細かなサービスを留意しないと、子どもは増えない。「誰でも通園制度」というのは、どんな人でも保育サービスを利用できるようにするというメッセージな

のであれば正しいと思うが、選択肢として保育所しかないのかということになるので、施策の中身もそうだし名称についてももう少し考えないといけない。

**少子化対策の財源をどう考えるか**

最後に財源の話をする。財源については、何のためのお金を誰が負担するかという議論をしないとけない。自然増収があつたから子どもに回すという話ではない。受益をする人は誰か。責任を持つ人は誰かということでは負担が決まる。フランスの考え方ははっきりしている（図表23）。

子育てを社会全体で支えることはフランスの国力を支える労働力を確保することになるので、基本的には企業が負担することになっている。2019年で、家族支援政策に約500億ユーロ（約7.5兆円）を使っているが、全体の59%は社会保障拠出金という形で企業が負担している。企業は自身を支払う総賃金の4〜5%を拠出している。

一般の国民はCSG（一般社会

拠出金）を負担している。これは賃金の一定割合を拠出金として出しているもので、保険料に近い。これが全体の25%である。企業は企業で、企業の責任として拠出し、働いている国民は受益者として拠出して入る構成になっている。

企業は相当負担しているのので、お金の使い方について当然発言する権利を持つ。全国家族手当金庫（CNAF）があり、そこでお金がプールされる。全国家族手当金庫にはボードがあつて具体的にどういう施策を講じるのかを決める。そのメンバーには、企業や労働組合の代表、自治体の代表、国の役人が入っている。金を出した人が使い方を決めることになっている。

フランスは、この仕組みが多い。つまり、お金を出す以上は口も出す、当事者が参加（負担）して当事者が決める、という仕掛けになっている。

私は、子育ての財源について、企業拠出と本人拠出と消費税で賄うべきだと考えている。

拠出の仕方、制度の仕組みは社

会保険でも連帯基金でもどちらでもよい。要はこの施策は誰のためなのか、何のためか、それによつて受益する者は誰か、何の目的のためにやるかを考えて、それにふさわしい財源を組み立てるべきだ。当然ながら財源は、その施策の目的に見合った財源を手当することになる。

**企業の行動がどう変わるか**

欧米には「少子化対策」という言葉はない。あるのはファミリーポリシー、家族を支援する政策である。家族を支援するとは、それぞれの家庭が家庭的責任を公平に分担することができるようにする、家庭を成り立たせることができるようにすることである。そのため働かざるを得ない状況にある人への支援、それができるような働き方を考える、そのための改革をすることが基本になる。

様々な社会保障政策、労働施策があるが、大前提となるのは企業の行動がどう変わるかだ。働かせ方を含めた経済のシステムの改革がセットにならないといけない

フランスの家族政策の大部分を担っている全国家族手当金庫（CNAF）の事業は、  
 ・ 事業主が負担する、賃金の3.45〜5.25%分に相当する社会保障拠出金  
 ・ ほとんどすべての個人所得を課税対象とした一般社会拠出金（家族手当分 0.95%）  
 により、その財源の大部分が賄われている。

全国家族手当金庫の歳入（2019年）	
社会保障拠出金 【賃金の3.45〜5.25%相当を事業主が負担】	303億ユーロ（59.0%） 【うち賃金労働者に対する事業主の負担 285億ユーロ】
CSG（一般社会拠出金） 【ほとんど全ての個人所得を課税対象とする社会保障目的税（賃金所得に対する賦課率は9.2%）。（全国家族手当金庫分の税率は0.95%）】	120億ユーロ（23.3%）
その他	91億ユーロ（17.7%）
歳入総計	514億ユーロ（100.0%）

（資料）Commission des comptes de la Securite sociale（2020）“Les comptes de la Securite sociale. Resultats 2019, previsions 2020 et 2021”

注 1 CSGの賦課率は所得種別により異なっており、資産所得には9.2%、年金には3.8〜8.3%、賭博益等には6.2%が課される。（2020年）CSGが比例所得税という形で導入されたのは、フランスの直間比率が低い（間接税割合が高い）こと、CSGが社会保障拠出金の代替財源の性格を有した（それまで7.0%だった家族部門の社会保障拠出金の率をCSGの導入後5.4%に引き下げた）ことなどと説明されている。  
 2 2015年に家族手当に所得制限（所得による減額）が導入され、社会保障拠出金の率は5.4%から3.45〜5.25%に引き下げられた。

い。そう考えると、厳しい話だが、日本のジェンダー指数は世界で121位で中国より低い。それが現実である。また、かなりの人が2000時間以上の長時間労働をしている。非正規の人が増えていて、厚生年金や協会けんぽに入れない。労働保険にも入れず、社会保障制度に手が届かない。政府の施策も大事だが、企業の行動変容が大事であり、もっと言うと、男性たちが意識を変えないと難しい。

明るい要素はひとつあつて、それは若い人たちの意識が変わっていることだ。今の若い人たちは、家事分担、育児分担は当たり前になつている。働くことと家族のどちらが大事かと聞くと、家族が大事と堂々と答える人が増えてきている。若い人の意識が変わっているの、そこは未来に希望があるが、その声が施策や政治、行政に届いているかという点はまだである。若い人たちが声を出して世の中を変えていけば、いい結果になると思っている。